

第1 人事行政の運営の状況

1 任免及び人数の状況

(1) 採用及び退職の状況（令和7年度）

区分	採用者数		退職者数	【参考】R8年4月1日採用者数	【参考】会計年度任用職員(フルタイム)	
	R7.4.1	R7.4.2～R8.3.31			R7.4.1	R8.4.1
人数	151(2)	8(0)	120	97	126	127

(注) ()内は暫定再任用短時間勤務職員数です。

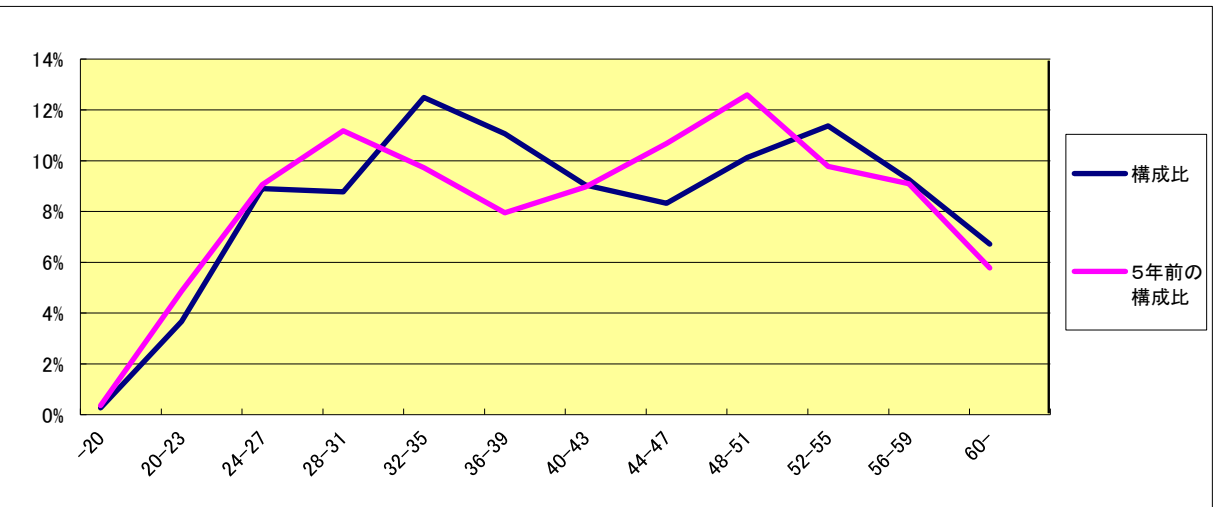
(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和 8 年	令和 7 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	15	14	1	長期育休対応
		総 務	396	396	0	
		税 務	110	112	△ 2	長期育休等終了
		民 生	277	279	△ 2	被災地派遣(陸前高田市)終了、長期育休対応
		衛 生	204	202	2	長期育休対応
		労 働	4	4	0	
		農林水産	74	75	△ 1	災害復旧事業の終了
		商 工	47	44	3	盛岡南地区物流拠点整備事業の体制整備
		土 木	238	247	△ 9	区画整理事業に係る体制整備
		計	1,365	1,373	△ 8	<参考> 人口1万人当たり職員数 49.03 人
	教育部門		353	364	△ 11	
	小 計		1,718	1,737	△ 19	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.71 人
会 公 営 計 部 門 部 門 企 業 等	病院		247	244	3	欠員補充、医療情報管理室の新設
	上下水道		205	202	3	長期育休対応
	その他		64	66	△ 2	長期育休終了
	小 計		516	512	4	
合 計			2,234 [2,261]	2,249 [2,281]	△ 15 [△20]	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.24 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。ただし、暫定再任用短時間勤務職員は除きます。

2 []内は、条例定数の合計です。

(3) 年齢別職員構成の状況（令和8年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
構成比	0.27%	3.67%	8.91%	8.77%	12.49%	11.06%	9.04%	8.33%	10.12%	11.37%	9.27%	6.72%	100%
職員数	人 6	人 82	人 199	人 196	人 279	人 247	人 202	人 186	人 226	人 254	人 207	人 150	人 2,234

(4) 定員管理の職員数の見込み及び進捗状況

ア 令和7年4月1日～令和12年4月1日における定員管理の見込み

令和7年4月1日 職員数	令和12年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 2,249	人 2,209	人 40	% 1.8

イ 定員管理の職員数の年次別進捗状況（実績）の概要（各年4月1日現在）

	R7年 基準年	R8年 1年目	R9年 2年目	R10年 3年目	R11年 4年目	R12年 5年目
常勤一般職	2,249	2,234	2,228	2,225	2,226	2,209
年次別増減員数	-	△ 15	△ 6	△ 3	1	△ 17

- (注) 1 計画期間は、令和8年～令和12年の5年間で。
2 令和8年の欄にあっては実績値を、それ以降の年の欄にあっては計画策定時の数値です。

2 人事評価の状況

当市では、地方公務員法の改正に伴い、平成28年度から職員の能力評価及び業績評価に基づく人事評価制度を実施しています。

対象職員	一般職の常勤職員、暫定再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員	
評価期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで	
評価方法	能力評価	評価項目及び着眼点について、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価します。
	業績評価	職員があらかじめ設定した業務目標の達成度及び当該業務目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価します。
評価結果の活用	評価結果を被評価者の任用及び給与に反映させるほか、人材育成に活用しています。	

3 給与の状況

(1) 人件費の状況

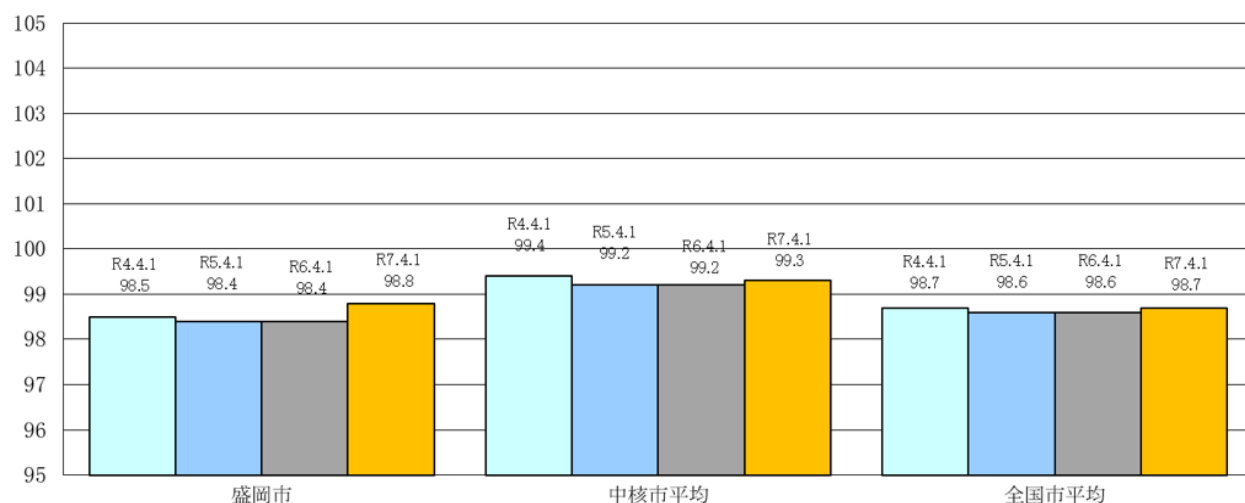
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和6年度の人件費率
R7年度	人 273,332	千円 128,675,603	千円 1,258,305	千円 17,192,356	% 13.4	% 13.2

(2) 職員給与費の状況

区 分	職員数 A	給 与 費 B				一人当たり 給与費B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R7年度	人 1,737	千円 7,338,863	千円 1,485,243	千円 3,380,578	千円 12,204,684	千円 7,026

- (注) 1 職員数及び給与費には、会計年度任用職員を含んでいません。
2 職員数は令和7年4月1日現在の人数です。
3 職員手当には退職手当を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和８年４月１日現在）

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
盛岡市	41.3 歳	329,196 円	395,702 円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
盛岡市	51.5 歳	224 人	319,642 円	346,208 円
うち用務員	51.9 歳	73 人	326,879 円	349,391 円
うち清掃職員	49.3 歳	29 人	309,921 円	352,159 円
うち学校給食員	53.4 歳	73 人	321,297 円	338,568 円
うち自動車運転手	50.9 歳	27 人	316,326 円	363,568 円

ウ 高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
盛岡市	45.3 歳	421,221 円	477,451 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和8年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(5) 職員の初任給の状況（令和８年４月１日現在）

区 分		盛岡市
一般行政職	大学卒	239,300 円
	高校卒	208,000 円
技能労務職	高校卒	206,300 円
	中学卒	206,300 円
教育職（高等学校教育職）	大学卒	267,200 円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和8年4月1日現在）

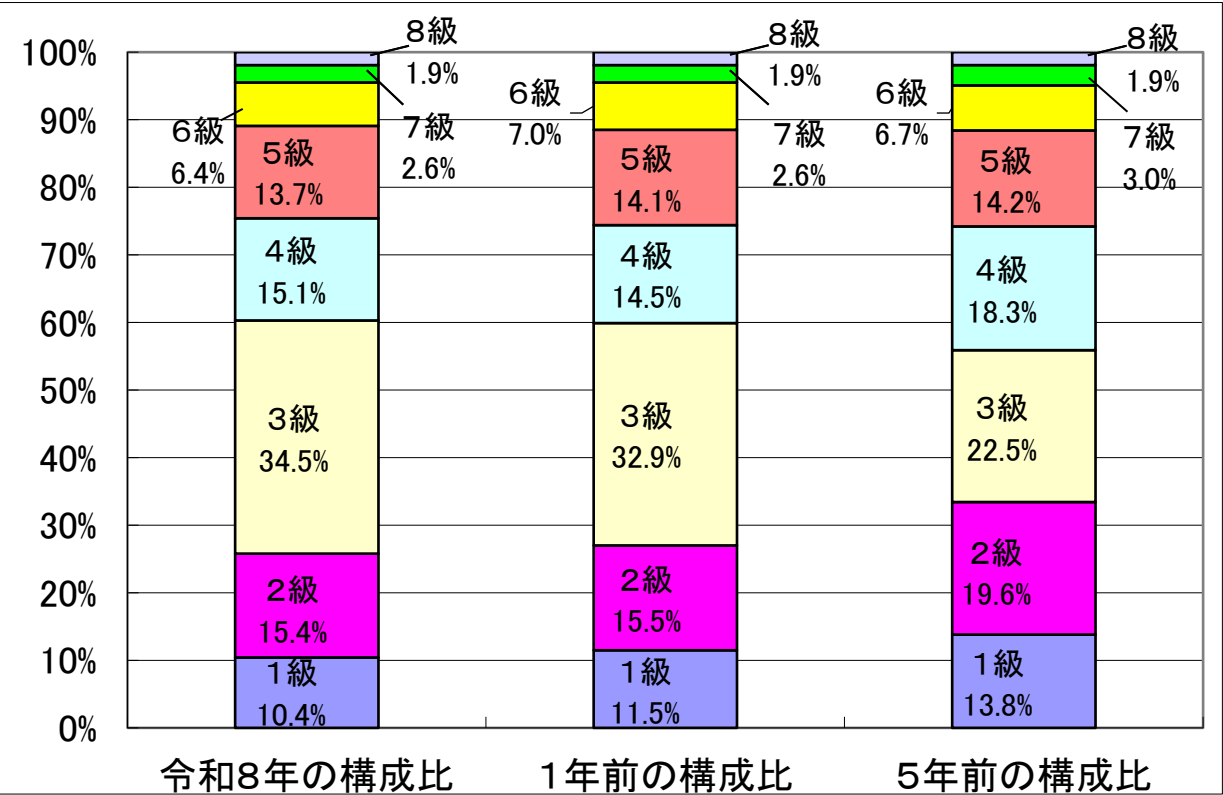
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	282,900 円	363,513 円	388,932 円	414,124 円
	高校卒	254,700 円	314,867 円	378,500 円	391,900 円
技能労務職	高校卒	252,667 円	270,800 円	296,050 円	353,631 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職（高等学校教育職）	大学卒	- 円	- 円	451,815 円	469,293 円

（注） 技能労務職（中学卒）の経験年数10年・20年・25年・30年、教育職（高等学校教育職）の経験年数10年・20年の該当者はいません。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	117	10.4%
2 級	主事、技師	173	15.4%
3 級	主任、主査	387	34.5%
4 級	主査、係長	169	15.1%
5 級	副主幹、室長、課長補佐	154	13.7%
6 級	課長、主幹	72	6.4%
7 級	次長、参事	29	2.6%
8 級	部長、監	21	1.9%
合 計	-	1,122	100.0%

（注） 1 盛岡市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

一般職の常勤職員	フルタイム会計年度任用職員
1人当たり平均支給額（令和7年度） 1,662 千円	1人当たり平均支給額（令和7年度） 435 千円
(令和7年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.525 月分 2.125 月分 (1.425) 月分 (1.025) 月分 (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%	(令和7年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.525 月分 2.125 月分 (加算措置の状況) なし

(注) 1 1人当たり平均支給額は、一般職の職員(パートタイム会計年度任用職員を除く)に支給された平均額です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和8年4月1日現在）

一般職の常勤職員			フルタイム会計年度任用職員		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続1年	0.5022 月分	0.837 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続2年	1.0044 月分	1.674 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続3年	1.5066 月分	2.511 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分			
その他の加算措置	定年前早期退職者特例措置 (2%～20%の割増)				
1人当たり平均支給額	3,269 千円	18,857 千円	1人当たり平均支給額	253 千円	239 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）		7,364 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）		818,222 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度
盛岡市	0 %	0 人	0 %
東京都特別区	20 %	6 人	20 %
医療職給料表(1)の適用を受ける職員	16 %	3 人	16 %

エ 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）		23,498 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）		82,449 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度）		14.5 %	
手当の種類（手当数）		18	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
賦課徴収手当	・納税課又は健康保険課に勤務し、市税徴収事務に従事した職員 ・市税又は市税外歳入の賦課のための調査、評価、検査等又は徴収に関する事務(上記を除く)で庁外で行うものに従事した職員	・市税徴収事務 ・市税又は市税外歳入の賦課のための調査、評価、検査等又は徴収に関する事務(上記を除く)で庁外で行うもの	・1日400円 ・1日400円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
社会福祉業務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事務所に勤務し、社会福祉法第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う職員及び同項第2号に規定する現業を行う職員 ・障害者に対する支援等に関する業務で庁外で行うものに従事した身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司 ・行旅病人及行旅死亡人取扱法による行旅死亡人の措置作業又は墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項の規定による火葬に直接従事(火葬場に勤務する職員を除く)した職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護者に対する面接、調査、生活指導等に関する業務 ・障害者に対する支援等に関する業務で庁外で行うもの ・行旅病人及行旅死亡人取扱法による行旅死亡人の措置作業又は墓地、埋葬等に関する法律第9条第1項の規定による火葬に直接従事(火葬場に勤務する職員を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 日400円 ・ 1 日400円 ・ 1 件2,600円
防疫等作業手当	<p>(1)感染症等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症、狂犬病予防法に規定する狂犬病、家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病その他の家畜の伝染性疾患及び検疫法に規定する検疫感染症をいう。）の患者等の救護、感染症等の病原体に汚染された物件等の処理作業又は感染症等の病原体を有する家畜等に対する防疫作業に従事する職員</p> <p>(2)狂犬病予防法の規定に基づく犬の捕獲又は犬の処分の作業に従事する職員</p> <p>(3)在宅結核患者に対する訪問指導に従事する職員</p> <p>(4)動物の愛護及び管理に関する条例（岩手県条例）の規定に基づく犬の捕獲、犬の処分又は犬の薬殺の作業に従事する職員</p> <p>(5)特定新型インフルエンザ等から市民の生命及び健康を保護するための措置に係るものとして患者等の移送又は当該移送に係る自動車における患者等への付添い、患者等の存する病院又は宿泊施設等における長時間にわたる連絡調整又は患者等の健康管理、特定新型インフルエンザ等の病原体に汚染された物件又は汚染の危険がある物件の処理、その他市長がこれに準ずると認める作業に従事する職員</p> <p>(6)高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚熱及びアフリカ豚熱に対処するための作業に従事した職員</p>	<p>(1)感染症等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症、狂犬病予防法に規定する狂犬病、家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病その他の家畜の伝染性疾患及び検疫法に規定する検疫感染症をいう。）の患者等の救護、感染症等の病原体に汚染された物件等の処理作業又は感染症等の病原体を有する家畜等に対する防疫作業に従事</p> <p>(2)狂犬病予防法の規定に基づく犬の捕獲又は犬の処分の作業に従事</p> <p>(3)在宅結核患者に対する訪問指導に従事</p> <p>(4)動物の愛護及び管理に関する条例（岩手県条例）の規定に基づく犬の捕獲、犬の処分又は犬の薬殺の作業</p> <p>(5)特定新型インフルエンザ等から市民の生命及び健康を保護するための措置に係るものとして患者等の移送又は当該移送に係る自動車における患者等への付添い、患者等の存する病院又は宿泊施設等における長時間にわたる連絡調整又は患者等の健康管理、特定新型インフルエンザ等の病原体に汚染された物件又は汚染の危険がある物件の処理、その他市長がこれに準ずると認める作業に従事</p> <p>(6)高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚熱及びアフリカ豚熱に対処するための作業に従事</p> <p>ア 患者及び疑似患者の殺、焼却、埋却等の作業</p> <p>イ 消毒ポイントにおける消毒作業、支援員集合施設等における健康観察業務等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 日350円 ・ 1 日380円 ・ 1 日300円 ・ 1 日380円 ・ 1 日3,000円（患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業にあっては、1 日4,000円） 作業 1 日4,000円（夜間5,000円） （作業時間が4時間未満は1/2額） 作業 1 日 2,000円（夜間 2,500円） （作業時間が4時間未満は1/2額）
と畜検査手当	と畜場法に基づく検査作業に従事すると畜検査員である職員	と畜場法に基づく検査作業に従事	1 日520円
精神保健福祉業務手当	障がい福祉課、保健所又は玉山総合事務所健康福祉課に勤務する保健師で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談又は指導等で、精神障害者を訪問する業務に従事する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び援助又はこれらに準ずる業務で、精神障害者を訪問する業務に従事	1 日300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
衛生検査業務手当	保健所に勤務し、 (1)病理試験及び細菌検査に従事する職員 (2)化学的試験又は検査に従事する職員	病理試験及び細菌検査に従事 化学的試験又は検査に従事	日額 520円 日額 260円
清掃業務手当	資源循環推進課及び清掃事業施設(クリーンセンター、収集センター、リサイクルセンター及び玉山廃棄物処分場)に勤務する職員	・ごみ焼却、ごみ埋立又はごみ破砕業務に直接従事 ・ごみの収集及び運搬業務に直接従事 ・ごみ処理施設に付設された汚水処理施設の槽内における清掃作業及び故障による機械の分解作業で、市長が指定するものに直接従事 ・ごみ焼却施設の炉内の清掃作業並びにごみ埋立施設の破砕機内の清掃作業及び故障による機械の分解作業で、市長が指定するものに直接従事	・1日400円(三交代制勤務職員は、1勤務450円) ・1日240円 ・1日700円 ・1日650円
動物死体処理手当	鳥類又は哺乳類の死体の収集及び運搬作業に従事した職員	鳥類又は哺乳類に属する動物の死体の収集及び運搬に従事	1回380円
危険鳥獣等捕獲等手当	危険鳥獣等(ツキノワグマ(ヒグマ)、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ)の捕獲等をするための作業その他の危険鳥獣等による市民等に対する危害を防止するための措置に係る作業に従事した職員	(1)ツキノワグマ(ヒグマ)、イノシシ ア 捕獲、殺傷、追払い イ 殺傷の立会い、放獣、現に出現している場所での個体監視 ウ 上記に該当しない捕獲、殺傷の立会い、放獣に係る作業 (2)ニホンザル 捕獲、殺傷、追払い、放獣等 (3)ニホンジカ 捕獲、殺傷の立会い、放獣、死体の解体等	1回5,000円 1回1,100円 1回380円 1回380円
土木作業手当	道路管理課に勤務する職員	道路の整備作業に直接従事	1日190円
動物飼育手当	動物の飼育業務に従事する獣医師	動物の飼育業務	1日520円
特殊自動車運転手当	道交法施行規則第2条の表に掲げる特殊自動車の運転に従事した職員	道交法施行規則第2条の表に掲げる特殊自動車の運転に従事	1日350円(作業時間が4時間未満の場合は、1日210円)
土地買収等交渉手当	土地、家屋その他物件の移転若しくは買収又は土地境界査定のため現地において直接交渉(国、地方公共団体等との交渉を除く)に従事した職員	土地、家屋その他物件の移転若しくは買収又は土地境界査定のため現地において直接交渉(国、地方公共団体等との交渉を除く)に従事	1日330円
高所作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所での測量、調査又は工事の監督の作業に従事した職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所での測量、調査又は工事の監督の作業に従事	・30メートル以上の高所における作業 1日240円(作業時間が4時間未満1日150円) ・10メートル以上30メートル未満の高所における作業 1日160円(作業時間が4時間未満1日100円)
坑内作業手当	道路建設課、河川課若しくは玉山事務所又は玉山総合事務所建設課に勤務する職員	トンネルの坑内で掘削作業又は工事の監督、検査等に従事	・1日360円(作業時間が4時間未満1日210円) ・圧搾空気内で作業を行った場合1時間160円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害応急作業等 手当	農林部、建設部、都市整備部又は玉山総合事務所（産業振興課又は建設課に限る。）に勤務する職員	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査 (2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法第60条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業	日額910円 (巡回監視480円) (応急作業又は応急作業のための災害状況の調査730円)
教員特殊業務手当	盛岡市立高校に勤務する教諭、養護教諭、常勤講師、実習助手等	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において行う引率・指導業務に従事	1日1,800円～8,000円
教育業務連絡指導手当	盛岡市立高校に勤務し、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務に従事する主任等の教諭等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務に従事	1日200円

（注）支給実績及び職員1人当たり平均支給年額には、フルタイム会計年度任用職員及び技労職員等であるパートタイム会計年度任用職員分も含んでいます。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和7年度決算）	584,059 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	365 千円
支給実績（令和6年度決算）	579,504 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	357 千円

カ その他の手当（令和8年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和7年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。 （月額：父母等6,500円、子1人当たり13,000円（年齢等による加算有り））	同じ	—	158,636 千円	239,993 円
住居手当	住宅を借り受け月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。（月額：27,000円以内）	異なる	手当の上限額（国では28,000円）その他手当額の計算方法	142,586 千円	288,636 円
通勤手当	通勤のために交通機関を利用し、又は自動車等を使用している職員（片道2キロメートル未満を除く）に支給。 （月額：運賃相当額が55,000円までは全額、交通用具使用者は42,100円以内。）	異なる	自動車等使用者の支給距離区分と手当月額	125,909 千円	72,154 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ず配偶者と別居し、単身で生活することとなった職員等で、異動前の住居から勤務所までの距離が60Km以上の者に支給。（月額：30,000円、距離により加算有り。）	異なる	距離区分及び月額	1,536 千円	512,000 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した職員に支給。（1時間：勤務1時間当たりの給与額×135/100）	同じ	—	12,643 千円	22,904 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給。（1時間：勤務1時間当たりの給与額×25/100）	同じ	—	6 千円	2,104 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合、若しくは災害への対処その他の緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の午後10時から午前5時までの間の正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給。（勤務1回：4,000円～18,000円）	異なる	国では4,300円～	395 千円	7,596 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。（月額：93,700円以内。）	異なる	職務級に応じた手当月額	122,094 千円	878,373 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで、庁舎や設備等の保全を目的とする勤務を行った場合に支給。（勤務1回：5,800円）	異なる	国では4,400円	0 千円	0 円
寒冷地手当	基準日（11月から3月までの各月の初日）に在職する職員（東京事務所に勤務する職員を除く）に支給。（月額：8,200円～19,800円）	同じ	—	121,628 千円	68,407 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員で住所又は居所を離れて滞在することを要するものに対し支給。（日額：3,970円～6,620円）	—	国に制度なし	0 千円	0 円
義務教育等教員特別手当 教職調整額	盛岡市立高校、盛岡市立幼稚園の教員に支給。（月額：8,000円以内）	—	国に制度なし	4,430 千円	66,124 円

（注） 支給実績及び職員1人当たり平均支給年額には、フルタイム会計年度任用職員及び技労職員等であるパートタイム会計年度任用職員分も含んでいます。また、派遣団体先が支給すべき給与を立替払いした分も含んでいます。

(9) 特別職の報酬等の状況

給料	市長	1,138,000 円
	副市長	882,000 円
報酬	議長	711,000 円
	副議長	645,000 円
	議員	617,000 円
期末手当	市長	(令和7年度支給割合)
	副市長	3.45 月分
	議長	(令和7年度支給割合)
	副議長 議員	3.45 月分
退職手当	市長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
		給料月額×在職月数×0.58 0 (任期ごと)
		(31,681,920)
	副市長	給料月額×在職月数×0.33 13,970,880 (任期ごと)

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

2 令和5年9月2日に在職する市長の今任期に係る退職手当は、支給しないこととしています。（ ）内は、支給するとした場合における1期勤めたときの退職手当の金額です。

(10) 公営企業職員の状況

ア 上下水道事業

(7) 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R6年度の総費用に占める 職員給与費比率
R7年度	千円 14,421,369	千円 2,383,964	千円 1,312,195	% 9.1	% 9.6

(注) 1 フルタイム会計年度任用職員を含んでいません。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含んでいません。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R7年度	203	千円 799,595	千円 159,048	千円 314,057	千円 1,272,699	千円 6,270

(注) 1 フルタイム会計年度任用職員を含んでいます。

2 職員手当には退職手当を含んでいません。

3 職員数は、令和7年4月1日現在の人数です。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和8年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
41.8 歳	341,262 円	520,426 円

(注) 1 フルタイム会計年度任用職員を含んでいます。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・奨励手当

一般職の常勤職員	フルタイム会計年度任用職員
1人当たり平均支給額（令和7年度） 1,734 千円	1人当たり平均支給額（令和7年度） 1,201 千円
(令和7年度支給割合) 期末手当 奨励手当 2.525 月分 2.125 月分 (1.425) 月分 1.025 月分 (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%	(令和7年度支給割合) 期末手当 奨励手当 2.525 月分 2.125 月分 (加算措置の状況) なし

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（令和8年4月1日現在）

一般職の常勤職員	フルタイム会計年度任用職員
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586880 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職者特例措置 (2～20%の割増（市と同じ）) 1人当たり平均支給額 12,108 千円 15,043 千円	(支給率) 任期満了 勤続2年 1.6740 月分 勤続3年 2.5110 月分 1人当たり平均支給額 649 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額です。

c 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）			2,940 千円	
支給職員 1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）			22,786 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度）			63.5 %	
手当の種類（手当数）			11	
手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
作業 手当	交代制勤務手当	浄水場において交替制勤務に従事した職員		日額 420円
	有害物取扱手当	水質管理センターにおいて有害化学物質等を取扱う業務に従事した職員（管理職手当を支給される職員を除く。）		日額 270円
	滞納整理手当	料金の滞納整理業務に従事した職員（管理職手当を支給される職員を除く。）		日額 420円
	土地買収等交渉手当	土地、家屋その他の物件の移転、買収若しくは補償又は土地境界査定のための現地における直接交渉（国、地方公共団体その他別に定める者との交渉を除く。）に従事した職員		日額 310円
	高所作業手当	地上又は水面上30メートル以上の足場の不安定な箇所で作業に従事した職員		日額 250円 （作業時間 4 時間未満の場合は、160円）
		地上又は水面上10メートル以上30メートル未満の足場の不安定な箇所で作業に従事した職員		日額 200円 （作業時間 4 時間未満の場合は、110円）
	坑内作業手当	トンネルの坑内でトンネルの掘削作業又は工事の監督、検査等の作業に従事した職員	圧搾空気内で行われた作業に従事した職員	1 時間 170円
			その他の作業に従事した職員	日額 370円 （作業時間 4 時間未満の場合は、220円）

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
作業手当	現場作業手当	浄水施設の工事若しくは維持管理の作業、配給水管等の工事若しくは維持管理の作業、応急給水作業又は量水器の修理点検の作業に従事した職員（緊急作業手当が支給される職員を除く。）	深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この表において同じ。）に行われる作業に従事した職員	日額 590円
			正規の勤務時間以外（深夜を除く。）に行われる作業に従事した職員	日額 300円
			その他の時間に行われる作業に従事した職員	日額 240円
	緊急作業手当	災害又は予測し難い事故の発生により緊急に処理する必要があることにより正規の勤務時間以外に行われる作業等に従事した職員	深夜に行われる作業等に従事した職員	日額 1,100円
			正規の勤務時間以外（深夜を除く。）に行われる作業等に従事した職員	日額 910円
	災害時緊急派遣手当	災害、事故等の応急作業等のため市外に派遣された職員	深夜に行われる作業に従事した職員	日額 1,620円
			正規の勤務時間以外（深夜を除く。）に行われる作業に従事した職員	日額 1,350円
			その他の時間に行われる作業に従事した職員	日額 1,080円
	下水道業務手当	下水道業務に直接従事した職員	下水道の維持管理業務又は当該業務計画書の作成のための実地調査に従事した職員	日額 430円
			水質検査業務に従事する職員	日額 270円
	防疫等作業手当	特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（管理者が定めるものに限る。）をいう）の病原体に汚染された物件又は汚染の危険がある物件の処理に従事した職員		日額 3,000円

（注）支給実績及び職員1人当たりの平均支給年額には、暫定再任用職員及びフルタイム会計年度任用職員を含んでいます。

d 時間外勤務手当

支給実績（令和7年度決算）	62,868 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	323 千円
支給実績（令和6年度決算）	61,468 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	326 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

e その他の手当（令和8年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度決算)
扶養手当	市と同じ			23,628 千円	236,275 円
住居手当	市と同じ			14,181 千円	278,051 円
通勤手当	市と同じ			10,691 千円	56,864 円
単身赴任手当	市と同じ			0 千円	0 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から午前5時まで勤務 (25/100)	同じ		0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	市と同じ			36 千円	6,000 円
管理職手当	市と同じ			10,442 千円	870,167 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度決算)
宿日直手当	勤務1回 12,200円	異なる	勤務1回あたりの単価が異なる	4,453 千円	371,083 円
寒冷地手当	市と同じ			15,039 千円	74,448 円

(注) 支給実績及び職員1人当たりの平均支給年額には、暫定再任用職員及びフルタイム会計年度任用職員分を含んでいます。

イ 病院事業

(7) 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) R6年度の総費用に占める 職員給与費比率
R7年度	千円 5,294,847	千円 826,358	千円 3,076,381	% 58.1	% 57.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R7年度	279	千円 1,119,164	千円 524,320	千円 467,310	千円 2,110,794	千円 7,566

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、令和7年4月1日現在の人数です。

(4) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	45.7 歳	516,553 円	1,390,436 円
看護師	38.2 歳	322,850 円	540,422 円
事務職員	41.7 歳	336,965 円	549,011 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

(7) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額（令和7年度）	1,624 千円
(令和7年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.525 月分	2.125 月分
(1.425) 月分	(1.025) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%（市と同じ）	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（令和8年4月1日現在）

(基本額)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職者特例措置		
(2～20%の割増)		
1人当たり平均支給額	2,917 千円	- 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度中に退職した職員（会計年度任用職員を除く）に支給された平均額です。

c 特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

支給実績（令和7年度決算）	156,882 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	612,822 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和7年度）	92.1 %
手当の種類（手当数）	8

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支 給 単 価
医事薬事業務手当	診療、病理細菌の検査若しくは研究又は薬事の試験等に従事する医師、歯科医師及び薬剤師		<p>○医師及び歯科医師</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本額 給料月額100分の20を乗じた額に1万2,000円を加算した額 ・役付職員加算額 副院長 5万円 診療部長、手術部長、医療支援部長 4万円 医療連携支援センター長、科長及び医長 2万円 ・経験年数加算額 経験年数に応じ、11万5,000円以内の額 ・当直診療加算額 副院長、診療部長、手術部長、医療支援部長及び医療連携支援センター長 宿日直及び深夜診療の時間1時間につき2,000円以内の額。但し、16万5,000円から役職加算額及び経験年数加算額を減じた額を限度 <p>○薬剤師</p> <ul style="list-style-type: none"> 薬剤師部長 2万4,000円 その他の職 1万3,000円
病院勤務手当	病院に勤務する職員（医事薬事業務手当の支給を受ける職員を除く。）		<p>○普通手当（勤務1月につき次の額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護部長、副看護部長及び看護師長 5,300円 ・臨床検査副主幹、臨床検査主査、主任臨床検査技師、臨床検査技師、放射線副主幹、放射線主査、主任診療放射線技師及び診療放射線技師 7,800円 ・看護師長補佐、主任看護師、看護師、准看護師、理学療法主査、主任理学療法士、理学療法士、作業療法主査、主任作業療法士、作業療法士、視能訓練主査、主任視能訓練士、視能訓練士、言語聴覚主査、主任言語聴覚士、言語聴覚士、臨床心理主査、主任臨床心理師、臨床心理師、歯科衛生主査、主任歯科衛生士及び歯科衛生士 4,700円 （変則勤務職員にあつては、7,000円） ・看護の補助的業務に従事する職員 3,400円 ・栄養主査、主任栄養士及び栄養士 1,900円 <p>○特別手当 精神病棟又は感染症の患者が入院している病棟における勤務1月につき3,100円</p>
夜間看護手当	病棟に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）において看護等の業務に従事したとき	<p>勤務1回につき次の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深夜における勤務時間が4時間以上の場合 3,550円 ・深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円 ・深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,150円 （交通機関使用の場合は、加算措置あり）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支 給 単 価																		
地域医療活動手当	<p>地域医療活動に従事する医師、歯科医師及び薬剤師</p> <p>地域医療活動とは、市立病院が委託契約等を締結して行う次に掲げるもの</p> <p>(1) 嘱託医</p> <p>(2) 産業医</p> <p>(3) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師</p> <p>(4) 市町村検診医</p> <p>(5) その他委託契約等を締結したもの</p>		<p>◎ (1)から(4)に係る手当額</p> <p>○医師及び歯科医師</p> <p>対象数に応じ、勤務1回につき次の額</p> <table><tr><td>・ 50人未満</td><td>1万1,000円</td></tr><tr><td>・ 50人以上100人未満</td><td>1万7,000円</td></tr><tr><td>・ 100人以上150人未満</td><td>2万2,000円</td></tr><tr><td>・ 150人以上200人未満</td><td>3万3,000円</td></tr><tr><td>・ 200人以上300人未満</td><td>4万4,000円</td></tr><tr><td>・ 300人以上</td><td>5万5,000円</td></tr></table> <p>○薬剤師</p> <p>勤務1回につき次の額</p> <table><tr><td>・ 薬剤部長</td><td>1万1,000円</td></tr><tr><td>・ 薬剤副主幹</td><td>7,900円</td></tr><tr><td>・ その他の職員</td><td>7,500円</td></tr></table> <p>◎ (5)に係る手当額</p> <p>勤務1日につき5万5,000円の範囲内で管理者の定める額</p>	・ 50人未満	1万1,000円	・ 50人以上100人未満	1万7,000円	・ 100人以上150人未満	2万2,000円	・ 150人以上200人未満	3万3,000円	・ 200人以上300人未満	4万4,000円	・ 300人以上	5万5,000円	・ 薬剤部長	1万1,000円	・ 薬剤副主幹	7,900円	・ その他の職員	7,500円
・ 50人未満	1万1,000円																				
・ 50人以上100人未満	1万7,000円																				
・ 100人以上150人未満	2万2,000円																				
・ 150人以上200人未満	3万3,000円																				
・ 200人以上300人未満	4万4,000円																				
・ 300人以上	5万5,000円																				
・ 薬剤部長	1万1,000円																				
・ 薬剤副主幹	7,900円																				
・ その他の職員	7,500円																				
防疫等作業手当	特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたものをいう。）から市民の生命及び健康を保護するための措置に係るものとして管理者が定める作業に従事した職員		1日3,000円（患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては4,000円）																		
待機手当	薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師及び看護師	休日等又は夜間の急患対応当番業務に従事したとき	当番1回につき800円																		
	栄養士	休日等において当番業務に従事したとき	当番1回につき100円																		
救急看護等業務手当	病院に勤務する看護師及び准看護師		勤務1月につき、12,000円の範囲内で管理者の定める額																		
災害応急作業等手当	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある市外の現場において、避難所における運営支援、被災者の健康支援・衛生管理等被災者の人命や健康状態に影響が及ぶことを防止する作業に従事した職員		<p>作業1日につき次の額</p> <table><tr><td>・ 診療部</td><td>910円</td></tr><tr><td>・ 医療支援部、看護部及び薬剤部</td><td>730円</td></tr><tr><td>・ 事務局</td><td>480円</td></tr></table>	・ 診療部	910円	・ 医療支援部、看護部及び薬剤部	730円	・ 事務局	480円												
・ 診療部	910円																				
・ 医療支援部、看護部及び薬剤部	730円																				
・ 事務局	480円																				

d 時間外勤務手当

支給実績（令和7年度決算）	139,086 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和7年度決算）	529 千円
支給実績（令和6年度決算）	154,371 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	587 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

e その他の手当（令和8年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度決算)
初任給調整手当	市と同じ			101,594 千円	3,078,597 円
扶養手当	市と同じ			25,652 千円	249,046 円
地域手当	市と同じ			40,328 千円	937,870 円
住居手当	市と同じ			21,860 千円	273,238 円
通勤手当	市と同じ			14,429 千円	59,873 円
管理職手当	市と同じ			6,630 千円	947,143 円
休日勤務手当	市と同じ			3,694 千円	80,298 円
夜間勤務手当	市と同じ			16,801 千円	134,410 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和7年度決算)
宿日直手当	市と同じ			9,810 千円	408,750 円
寒冷地手当	市と同じ			16,342 千円	68,093 円

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

勤務時間	勤務時間の割り振り
1週につき38時間45分、1日につき7時間45分	午前8時30分から午後5時15分まで

(注) 1 勤務時間には休憩時間は除きます。

2 勤務時間の割り振りは、勤務場所や職種により異なります。

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和7年1月1日～令和7年12月31日）

平均取得日数	14.1 日
--------	--------

(3) 育児休業等の取得状況（令和7年度）

区分	育児休業			部分休業		
	男性	女性	計	男性	女性	計
人数	57	62	119	4	26	30

(4) 介護休暇の取得状況（令和7年度）

区分	男性	女性	計
人数	6	6	12

(5) 時間外勤務の状況（令和7年度）

総時間数	一人あたりの時間数
268,553	135.8

5 分限処分及び懲戒処分の状況（令和7年度）

区分	分限処分				懲戒処分				
	休職	降任	免職	計	戒告	減給	停職	免職	計
人数	29	0	0	29	4	0	0	0	4

6 サービスの状況

(1) 営利企業等従事の許可状況（令和7年度）

区分	件数	主な内容
営利企業等の役員を兼ねること	5	団体役員
自ら営利を目的とする私企業を営むこと	5	農業、不動産の賃貸等
報酬を得て何らかの事務又は事業に従事すること	50	学校運営協議会委員、非常勤講師等
計	60	

7 退職管理の状況

令和7年度退職者における再就職の状況

対象者	人数
(1) 課長級以上の地位にあった者	4 人
【参考】課長級以上の退職者数	7 人
(2) 盛岡市立高等学校の校長及び盛岡市立学校（盛岡市立学校に関する条例第2条及び第3条に規定する学校）の校長	21 人
【参考】盛岡市立高等学校の校長及び盛岡市立学校（盛岡市立学校に関する条例第2条及び第3条に規定する学校）の校長の退職者数	21 人

(注) 再就職: 営利企業などへの再就職

8 研修の状況

(1) 研修の実施状況（令和7年度）

ア 市長部局（他の任命権者からの委任分を含む。）

研修名	実施回数	受講者数
一般（新採用職員研修等）	15	742
派遣（自治大学校等）	76	146
特別（交通安全講習会等）	23	2,036
合計	114	2,924

イ 上下水道局

研修名	実施回数	受講者数
派遣研修	123	289
上下水道局新任職員研修	1	15
上下水道局技術継承研修等	40	323
上下水道業務報告会	3	137
上下水道局職員特別研修	4	337
上下水道局視察研修	3	7
合計	174	1,108

ウ 市立病院

研修名	実施回数	受講者数
企業職員研修	69	2,203
派遣研修	167	253
合計	236	2,456

エ 教育委員会

研修名	実施回数	受講者数
新採用及び異動職員研修	1	24
学校職員実技研修（樹木剪定研修）	1	54
令和7年4月1日付け人事異動等に伴う学校給食に係る業務説明会（学校給食従事者の健康管理、服装、手洗い等の研修、衛生管理について）	1	10
学校給食調理員研修会（学級における各種マニュアルの確認及び異物混入事故防止、衛生管理について）	1	58
コンプライアンス研修	35	393
教育相談校内研修会	3	66
いじめ対策についての研修	5	80
合計	47	685

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況（令和7年度）

区分	定期健康診断 （胸部・循環器系）	特殊健康診断 （深夜業務従事職員検診等）	特別健康診断 （胃部検診、女性職員検診、VDT検診等）	計
実施回数	6	3	32	41
受診者数	2,224	247	6,888	9,359

(2) 福利厚生状況

地方公共団体は、地方公務員法第42条において職員の福利厚生の計画を樹立し実施することが義務付けられており、当市では、盛岡市職員互助会及び盛岡市上下水道局職員互助会で保健事業など各種福利厚生事業を行っています。

盛岡市職員互助会（令和8年4月1日現在会員数1,890名）及び盛岡市上下水道局職員互助会（令和8年4月1日現在会員数207名）は、掛金及び手数料収入を財源に事業を実施しています。

また、県内の市町村職員を会員とする（一財）岩手県市町村職員健康福利機構に加入しています。

ア 盛岡市職員互助会の主な事業

(7) 貸付事業

(イ) 給付事業（入学祝金、永年勤続祝金、療養見舞金）

(ロ) 保健事業（人間ドック利用助成事業、インフルエンザ予防接種助成事業）

(ハ) その他の事業（保養施設等利用助成事業、保険取扱事業、各種厚生事業）

イ 財源内訳（令和7年度決算額）

掛金	補助金	手数料等収入	計
9,332,855 円 (49.5%)	0 円 (0.0%)	9,506,306 円 (50.5%)	18,839,161 円

ウ 盛岡市上下水道局職員互助会の主な事業及び事業内容

(7) 貸付事業

(イ) 給付事業（入学・卒業祝金、永年勤続祝金、療養見舞金、弔慰金）

(ロ) 保健事業（人間ドック利用助成事業、県健康福利機構ライフプラン等参加助成事業）

(ハ) その他の事業（保養施設等利用助成事業、保険取扱事業、各種厚生事業）

エ 盛岡市上下水道局職員互助会の財源内訳（令和7年度決算額）

掛金	補助金	手数料等収入	計
2,394,000 円 (73.6%)	0 円 (0.0%)	859,559 円 (26.4%)	3,253,559 円

(3) 公務災害及び通勤災害の認定状況（令和7年度）

区分	公務災害	通勤災害	計
件数	16	5	21

第2 公平委員会の業務状況

- | | |
|----------------------------|------|
| 1 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和7年度） | 該当なし |
| 2 不利益な処分に関する審査請求の状況（令和7年度） | 該当なし |